

車両購入のあっせん対象について

【制度の趣旨】本制度は、中小企業者等の健全な経営活動を支援するため、事業経営に直接必要な車両の購入資金をあっせん（利子補給金・信用保証料補助等）の対象とするものです。

【重要：私的利用の禁止】個人の私的利用（事業用との兼用を含む）や事業用として利用実態のない車両はあっせんの対象外となります。万が一、事業用車両でないことが判明した場合は、利子補給金および信用保証料の「**全額返還**」を求めますので十分ご注意ください。

1.対象車両の区分と要件一覧

区分・項目	業務用特殊車両 (トラック・タクシー・建設機械等)	一般車両 (普通乗用車・バン・軽自動車等)
あっせん対象費用	・車両本体価格 ・名入れ代	・車両本体価格 ・名入れ代
あっせん限度額	上限なし（各資金の上限枠内）	400 万円（税込） ※400 万円を超える場合は、400 万円分までがあっせん対象
名入れ	【必須】 見積書等で施工の確認が必要です	【任意（推奨）】 事業専用車両の裏付けとして推奨
使用の本拠の位置	事業所 (※構造上私的利用不可な車両は 自宅も可)	事業所のみ ※自宅が本拠となっている場合は 対象外
車検証の提出	【必須】（発行後 1 か月以内のもの） ※審査報告書提出時に添付	【必須】（発行後 1 か月以内のもの） ※審査報告書提出時に添付

2.手続きおよび提出書類の留意点

■自動車検査証（車検証）の提出について

提出時期：申請時点での提出は不要です。融資実行後に提出する「中小企業事業資金貸付審査報告書」と併せて、発行後 1 か月以内の写しをご提出ください。

確認事項：車検証上の「所有者」「使用者」が申請者本人（法人名または個人事業主名）であり、かつ「**使用の本拠の位置**」が事業所所在地と一致していることを確認します。

電子車検証への対応：電子車検証は券面に住所が記載されていません。車検証閲覧アプリ等から「自動車検査証記録事項」を印刷し、住所が確認できる書類として併せてご提出ください。

■事業用途の聞き取り審査について（※全車種共通）

窓口確認: 申請受付時に、事業用車両としての具体的な使用用途および稼働実態の聞き取り審査を行います。

代理提出時の注意: 代理人の方が書類を持参される場合は、車両の稼働目的や利用実態について正確にご説明いただける方がお越しく下さい。

3.よくあるご質問（Q&A）

Q1.一般車両の申請でも名入れは必須ですか？

A. 必須ではありませんが、事業専用車両であることの客観的な裏付けとして名入れを推奨しています。名入れを行う場合は、車両本体価格に加えて名入れ代もあっせん対象費用に含めることができます。

Q2.名入れはマグネットシート等、取り外しができるものでも認められますか？

A. 認められません。事業専用車両としての客観的証明の観点から、車体に直接固定される「塗装」や「カッティングシート」等による恒久的な施工が必要です。取り外し可能なマグネットシートは名入れ要件を満たしません。

Q3.業務用特殊車両の場合、自宅が「使用の本拠の位置」になっていても対象になりますか？

A. フォークリフトや大型クレーン車、移動販売車など、構造・用途上「私的利用が明らかにできない（事業専用であることが明白な）車両」であれば対象となり得ます。私的利用との明確な区別が困難な車両については対象外となる場合がありますので、事前に産業観光課までご相談ください。

Q4.自宅兼事業所の個人事業主が一般車両を購入する場合は対象になりますか？

A. 自宅と事業所が同一所在地の場合、私的利用との区別が難しいため原則として一般車両は対象外となります。また、法人の申請の場合でも法人代表者の自宅住所を使用の本拠としている場合、私的利用との区別が難しいため一般車両は対象外となります。

Q5.車両本体価格が400万円（税込）を超える一般車両でも申請できますか？

A. 申請可能です。ただしあっせん対象となる限度額は400万円（税込）までとなり、400万円を超える差額分についてはあっせん対象外（自己資金等での負担）となります。

Q6.車両購入に伴う諸経費（税金・保険料・カーナビ等のオプション代）は対象になりますか？

A. あっせん対象は「車両本体価格」および「名入れ代」のみです。自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、登録代行費用等の諸経費や後付けオプション費用等は対象外となります。